

国民健康保険に関するお知らせ

国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

国民健康保険被保険者証について

◆8月1日から保険証が新しくなります

新しい国民健康保険被保険者証(保険証)を7月末までに送付します。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。また、8月1日(土)からは新しい保険証を医療機関の窓口へ提示してください。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(金)です。有効期限が過ぎた保険証は、自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にご返却ください。

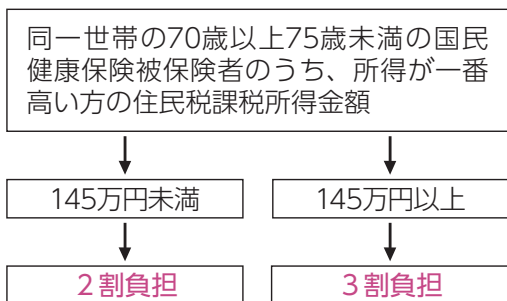
◆簡易書留で送付します

保険証は、7月10日(金)から順次簡易書留で配達します。不在の場合は、7月31日(金)まで土浦郵便局(城北町)に留め置かれますので、「不在連絡票」を確認のうえ、速やかに受領してください。なお、8月4日(火)以降は、国保年金課窓口での交付となります。受け取りの際は、運転免許証など本人確認ができるものとはんこを持参してください。

◆国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ

70歳以上75歳未満の方には、保険証に高齢受給者証が一体化された国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送付します。自己負担の割合は、2割または3割です。国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証に記載の負担割合をご確認ください。

負担割合の判定方法



判定が3割負担の方でも、次のいずれかの条件を満たす場合、申請によって2割負担となります。

- ①世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が1人いて、その方の年収が383万円未満の場合
- ②世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が2人以上いて、その合計年収が520万円未満の場合
- ③世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者と後期高齢者医療制度被保険者がいて、その合計年収が520万円未満の場合

国民健康保険税について

◆令和2年度の国民健康保険税の内訳と計算方法

区分		【ア】所得割 (所得に対して)	【イ】均等割 (1人当たり)	【ウ】平等割 (1世帯当たり)	課税 限度額	
国保 税	①医療分	加入者全員が対象、医療費給付などに充てるもの	7.26%	22,800円	28,300円	63万円
	②支援分	加入者全員が対象、後期高齢者医療制度を支援するもの	2.36%	7,600円	9,500円	19万円
	③介護分	40歳以上65歳未満の加入者が対象、介護保険制度を支援するもの	2.04%	9,100円	6,400円	17万円

$$\begin{aligned} & \text{①医療分} \quad \text{基礎控除後の総所得金額} \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} + \text{【ウ】} \\ & + \text{②支援分} \quad \text{基礎控除後の総所得金額} \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} + \text{【ウ】} \\ & + \text{③介護分} \quad \text{基礎控除後の総所得金額} \times \text{【ア】} + \text{【イ】} \times \text{被保険者数} + \text{【ウ】} = \text{国民健康保険税額} \end{aligned}$$

※令和2年度の納税通知書は7月中旬に送付します。

◆国民健康保険税の軽減・減免

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

市県民税の申告などに基づき、世帯の所得が一定額以下の場合には保険税が軽減されます。ただし、所得がなかった方も、申告をしないと軽減の適用を受けられませんので、必ず申告をしてください。

国民健康保険税と医療費の一部負担金の減免

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示などの対象地域から転入された方、災害によって資産に重大な損害を受けた方、失業・病気などで所得が著しく減少した方は、保険税や医療費の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より一定程度減少(10分の3以上の減少)した世帯に対して、保険税の免除または減額する特例制度があります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。